

1 目的

学業優秀な学生生徒でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を給付し、もって社会有用な人材を育成することを目的とする。

2 出願資格

出願することができる者は、次の要件を備えるものとする。

- (1) 愛媛県内の高等学校（高等専門学校含む）に在学する学生生徒。
- (2) 学業優秀（評定平均4.0以上）であり、経済的理由により修学が困難な者。

3 奨学金の給付額

高等学校・高等専門学校奨学生 月額30,000円

4 奨学金の給付期間

本年度4月から出願時在籍校での最短就学年限の終期迄とする。

5 出願手続

次の書類を添え、在学学校等を通じて出願するものとする。

- (1) チェックシート
- (2) 奨学生採用推薦書
- (3) 奨学生採用願書（その1）（その2）
- (4) 所得試算シート及び添付書類と必要に応じて別紙①～④
- (5) 在学証明書
- (6) 成績証明書

*提出前に必ず全ての書類のコピーを在学学校にて取ること。

（提出書類の内容確認のため、必要な場合あり） また提出書類の返却はしない。

6 提出期限

在学学校長等を通じて通知する。

7 奨学生の決定通知

奨学生として採用が決定した者については、5月末にその旨通知する。

8 その他

- (1) 当奨学金は返済不要とする。
- (2) 当法人の奨学生は、日本学生支援機構その他類似の育英奨学金を併せて受給できる。但し他団体において併せて受給が可能か確認の上、応募すること。また2021年4月開始の奨学金を他団体でも併願している場合は、事前に連絡すること。
- (3) 当法人の奨学生は、当法人主催の説明会並びに懇親会の出席及び年に1回のレポート（テーマは自由）と卒業時に進路報告書の提出を義務とする。
- (4) この募集要項についての照会は、在学学校経由で行うこと。
- (5) 奨学生に採用された際、当法人が広報目的で在籍学校名・学年・氏名及びレポート・原稿等の著作物を機関紙「三浦だより」に、また行事の写真等をホームページに掲載する場合があります。採用後に【肖像及び個人情報等の使用に関する同意書】の提出をお願いします。